

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
津軽みらい農業協同組合行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内における男性の平均育児休業取得率を30%以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 各職場における休業者の業務力バリエーションの検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制）・実施
- 令和8年4月～ 男性の育児休業取得について、従業員が相互に協力し取得しやすい職場環境を作る

目標2：計画期間内に従業員全員の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間を、1人当たり年間240時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退社の呼びかけを継続して行う
- 令和8年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う

目標3：計画期間内に管理職に占める女性割合を20%以上にする。

<対策>

- 令和8年4月～ 管理職を対象に、人事評価に関する研修を行う
- 令和8年4月～ 昇格基準に必要な資格取得を奨励する